

第 3 回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
59	嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
60	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表	9

嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(7) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(8) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)</u></p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、<u>保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）</u>を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(利用及び提供の制限)</u></p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、<u>保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>

(1)～(8) (略)

2 (略)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

(1)～(8) (略)

2 (略)

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（開示請求権）

第15条 （略）

2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

（開示請求の手続）

第16条 （略）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 （略）

（保有個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（開示請求権）

第15条 （略）

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第16条 （略）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 （略）

（保有個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）

のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) (略)

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内（保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内）にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(他の法令等による開示の実施との調整)

第27条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この

のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) (略)

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(他の法令等による開示の実施との調整)

第27条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と

条において同じ。)が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(訂正請求権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手續)

第30条 (略)

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料及び規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(訂正請求権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手續)

第30条 (略)

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料及び規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して15日以内(保有特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、30日以内)にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

(事案の移送)

第35条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の提供先等への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外

3 (略)

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

(事案の移送)

第35条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

のものに限る。)

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(第29条第1項各号に掲げる保有個人情報(保有特定個人情報を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2. 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第29条第1項各号に掲げる保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されてい

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

るとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 代理人は、本人に代わって前2項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条から第40条までにおいて同じ。）の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第38条（略）

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第3項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3（略）

（利用停止決定等の期限）

第41条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して15日以内（保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る利用停止決定等にあっては、30日以内）にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2（略）

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第38条（略）

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3（略）

（利用停止決定等の期限）

第41条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2（略）

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例 【第1条関係】新旧対照表

改正案			現 行		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
	手数料の種類	手数料の額		手数料の種類	手数料の額
1	住民票の写し	1 件に 30 つき 0円	1	住民票の写し	1 件に 30 つき 0円
2	住民票の広域交付	1 枚に 30 つき 0円	2	住民票の広域交付	1 枚に 30 つき 0円
3	個人番号の通知カード再交付	1 枚に 50 つき 0円	3	住民基本台帳カード	1 枚に 50 つき 0円
4	住民基本台帳カード	1 枚に 50 つき 0円	4	戸籍の附票の写し	1 件に 30 つき 0円
5	戸籍の附票の写し	1 件に 30 つき 0円	5	住民票記載事項証明	1 枚に 30 つき 0円
6	住民票記載事項証明	1 枚に 30 つき 0円	6	住民基本台帳の閲覧	1 件に 30 つき 0円
7	住民基本台帳の閲覧	1 件に 30 つき 0円	7	身分に関する証明	1 枚に 30 つき 0円
8	身分に関する証明	1 枚に 30 つき 0円	8	印鑑登録証明	1 枚に 30 つき 0円
9	印鑑登録証明	1 枚に 30 つき 0円	9	印鑑登録証 (再登録)	1 枚に 50 つき 0円
10	印鑑登録証 (再登録)	1 枚に 50 つき 0円	10	所得証明	1 件に 30 つき 0円
11	所得証明	1 件に 30 つき 0円	11	課税証明	1 件に 30 つき 0円
12	課税証明	1 件に 30 つき 0円	12	納税証明 (住民税・固定資産税・国民健康保険税)	1 件に 30 つき 0円
13	納税証明 (住民税・固定資産税・国民健康保険税)	1 件に 30 つき 0円	13	納税証明 (法人住民税)	1 枚に 30 つき 0円
14	納税証明 (法人住民税)	1 枚に 30 つき 0円	14	納税証明 (法人固定資産税)	1 枚に 30 つき 0円
15	納税証明 (法人固定資産税)	1 枚に 30 つき 0円	15	営業証明 (法人)	1 枚に 30 つき 0円
16	営業証明 (法人)	1 枚に 30 つき 0円	16	土地証明 (評価・公課) (1枚に5筆まで記入)	1 枚に 30 つき 0円

1	土地証明 (評価・公課) (1枚	1枚に	30	1	家屋証明 (評価・公課) (1枚	1枚に	30
7	に5筆まで記入)	つき	0円	7	に5棟まで記入)	つき	0円
1	家屋証明 (評価・公課) (1枚	1枚に	30	1	資産証明	1枚に	30
8	に5棟まで記入)	つき	0円	8		つき	0円
1	資産証明	1枚に	30	1	土地台帳閲覧(1枚に5筆まで	1枚に	30
9		つき	0円	9	記入)	つき	0円
2	土地台帳閲覧(1枚に5筆まで	1枚に	30	2	名寄せ帳の写し	1枚に	30
0	記入)	つき	0円	0		つき	0円
2	名寄せ帳の写し	1枚に	30	2	軽自動車標識再交付弁償金	1枚に	15
1		つき	0円	1		つき	0円
2	軽自動車標識再交付弁償金	1枚に	15	2	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚に	30
2		つき	0円	2		つき	0円
2	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚に	30	2	認可地縁団体に関する証明	1枚に	30
3		つき	0円	3		つき	0円
2	認可地縁団体に関する証明	1枚に	30	2	その他諸証明	1件に	30
4		つき	0円	4		つき	0円
2	その他諸証明	1件に	30				
5		つき	0円				

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例 【第2条関係】新旧対照表

改正案			現 行		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
手数料の種類	手数料の額		手数料の種類	手数料の額	
1 住民票の写し	1 件に つき	30 0円	1 住民票の写し	1 件に つき	30 0円
2 住民票の広域交付	1 枚に つき	30 0円	2 住民票の広域交付	1 枚に つき	30 0円
3 個人番号の通知カード再交付	1 枚に つき	50 0円	3 個人番号の通知カード再交付	1 枚に つき	50 0円
4 個人番号カード再交付	1 枚に つき	80 0円	4 住民基本台帳カード	1 枚に つき	50 0円
5 戸籍の附票の写し	1 件に つき	30 0円	5 戸籍の附票の写し	1 件に つき	30 0円
6 住民票記載事項証明	1 枚に つき	30 0円	6 住民票記載事項証明	1 枚に つき	30 0円
7 住民基本台帳の閲覧	1 件に つき	30 0円	7 住民基本台帳の閲覧	1 件に つき	30 0円
8 身分に関する証明	1 枚に つき	30 0円	8 身分に関する証明	1 枚に つき	30 0円
9 印鑑登録証明	1 枚に つき	30 0円	9 印鑑登録証明	1 枚に つき	30 0円
10 印鑑登録証 (再登録)	1 枚に つき	50 0円	10 印鑑登録証 (再登録)	1 枚に つき	50 0円
11 所得証明	1 件に つき	30 0円	11 所得証明	1 件に つき	30 0円
12 課税証明	1 件に つき	30 0円	12 課税証明	1 件に つき	30 0円
13 納税証明 (住民税・固定資産税・国民健康保険税)	1 件に つき	30 0円	13 納税証明 (住民税・固定資産税・国民健康保険税)	1 件に つき	30 0円
14 納税証明 (法人住民税)	1 枚に つき	30 0円	14 納税証明 (法人住民税)	1 枚に つき	30 0円
15 納税証明 (法人固定資産税)	1 枚に つき	30 0円	15 納税証明 (法人固定資産税)	1 枚に つき	30 0円
16 営業証明 (法人)	1 枚に つき	30 0円	16 営業証明 (法人)	1 枚に つき	30 0円

1 7	土地証明（評価・公課）（1枚 に5筆まで記入）	1枚に つき	30 0円	1 7	土地証明（評価・公課）（1枚 に5筆まで記入）	1枚に つき	30 0円
1 8	家屋証明（評価・公課）（1枚 に5棟まで記入）	1枚に つき	30 0円	1 8	家屋証明（評価・公課）（1枚 に5棟まで記入）	1枚に つき	30 0円
1 9	資産証明	1枚に つき	30 0円	1 9	資産証明	1枚に つき	30 0円
2 0	土地台帳閲覧（1枚に5筆まで 記入）	1枚に つき	30 0円	2 0	土地台帳閲覧（1枚に5筆まで 記入）	1枚に つき	30 0円
2 1	名寄せ帳の写し	1枚に つき	30 0円	2 1	名寄せ帳の写し	1枚に つき	30 0円
2 2	軽自動車標識再交付弁償金	1枚に つき	15 0円	2 2	軽自動車標識再交付弁償金	1枚に つき	15 0円
2 3	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚に つき	30 0円	2 3	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚に つき	30 0円
2 4	認可地縁団体に関する証明	1枚に つき	30 0円	2 4	認可地縁団体に関する証明	1枚に つき	30 0円
2 5	その他諸証明	1件に つき	30 0円	2 5	その他諸証明	1件に つき	30 0円